

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県繭取引調査規則
鳥取県「すいか」検査條例施行規則の一部改正
- ◇訓令 鳥取県蚕業技術普及員設置規則
林業経営指導員勤務規程
- ◇告示 土地改良区の定款変更の認可
土地改良区より理事の氏名及び住所の届出
普通水利組合の組織変更
計量器定期検査の実施
- ◇正誤 昭和二十七年四月十五日鳥取県告示第九十九号中訂正

規則

鳥取県繭取引調査規則をここに公布する。

昭和二十七年六月二十日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第四十三号

鳥取県繭取引調査規則

蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）第四十四條の規定に基きこの規則を定める。

（目的）

第一條 この規則は、農業協同組合等の行う産繭処理の実態を明らかにするため、繭取引に関する契約又は団体協約に関する調査を行うことを目的とする。

（定義）

第二條 この規則において「協同組合」とは、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）による農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）による事業協同組合及び協同組合連合会をいう。

2 この規則において「繭」とは、種繭及び蚕繭を除く繭であつて養蚕業者の生産するものをいふ。「繭需要者」とは、器械生糸製造業者、玉糸製造業者、座繰生糸製

造業者その他業として繭を購買する者をいう。

3 この規則において「団体協約」とは、農業協同組合法第十條第一項の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が締結する団体協約又は中小企業等協同組合法第七十條第一項若しくは第七十七條第一項の規定により事業協同組合若しくは協同組合連合会が締結する団体協約をいう。

(契約等の締結又は変更の届出義務)

第三條 繭の販売事業を行う協同組合及び繭需要者は、繭の売買に関する契約（繭需要者が協同組合以外の者と締結するものを除く。）又は団体協約を締結し、又は変更したときは、締結又は変更の日から十日以内に左に掲げる事項を、別記様式により知事に届け出なければならぬ。

- 一 契約又は団体協約の相手方
- 二 契約又は団体協約の締結又は変更の年月日
- 三 契約又は団体協約の内容
- (イ) 契約又は団体協約の期間

- (ロ) 繭価格決定の時期及び方法
- (ハ) 繭代金の支払の時期及び方法
- (ニ) 繭受渡の場所及び方法

(ホ) 買方である繭需要者が売方である協同組合に、

物品の供給若しくは購入あつた、資金の融通、奨励金の交付又は養蚕若しくは栽桑に関する指導を行う場合にあつては、その要領

四 契約期間内における蚕期別繭売買取引予定数量

五 売方である協同組合にあつては、養蚕業者である当該組合員（連合会にあつては会員である協同組合の組合員）の数及び契約期間内における蚕期別繭生産見込数量

2 前項の場合において、契約又は団体協約の締結又は変更が書面により行われたときは、その写を添付しなければならぬ。

第四條 繭の販売事業を行う協同組合及び繭需要者は、買方である繭需要者が売方である協同組合に物品の供給若しくは購入あつた、資金の融資、奨励金の交付又

は養蚕若しくは栽桑に関する指導を行うべきことに關し、前條第一項の契約又は団体協約と別個の契約又は団体協約を締結し、又は変更したときは、締結又は変更の日から十日以内に左に掲げる事項を前條第一項の規定による届出の様式に準じ知事に届け出なければならぬ。

- 一 契約又は団体協約の相手方
- 二 契約又は団体協約の締結又は変更の年月日
- 三 契約又は団体協約の内容

2 前項の場合には、前條第二項の規定を準用する。

第五條 繭又は生糸の販売事業を行う協同組合は、繭の委託製糸加工に関する契約若しくは団体協約を締結し、又は変更したときは、締結又は変更の日から十日以内に、書面をもつてその旨を知事に届け出なければならぬ。

2 前項の場合には、契約書又は団体協約書の写並びに契約期間内における蚕期別繭委託製糸加工予定数量を記載した書類を添付しなければならない。

(契約等の解約の届出義務)

第六條 協同組合及び繭需要者は、第三條から第五條までに規定する契約又は団体協約を解約したときは、解約の日から十日以内に、その旨を知事に届け出なければならぬ。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第三條第一項、第四條第一項又は第五條に規定する者であつて、この規則施行の際現に昭和二十七年産繭の取引に関する契約又は団体協約を締結しているものは、この規則施行の日から十日以内にそれぞれ第三條、第四條又は第五條に規定するところに準じて知事に届け出なければならぬ。

別記様式

繭の売買に関する契約（団体協約）締結（変更）届この度繭の売買に関する契約（団体協約）を締結（変更）したので、鳥取県繭取引調査規則第三條第一項、（第四條第一項）の規定により関係書類を添えて届け出ます。

年月日
住所

鳥取県知事 殿

(業種)氏名又は名称
(代表者 氏名)

- 一、契約(団体協約)の相手方住所
- (業種)氏名又は名称
- 代表者
- 二、契約(団体協約)締結(変更)の年月日
- 三、契約(団体協約)の内容
- (イ) 契約(団体協約)の期間
年月日より 年月日 まで 箇年(月)間
- (ロ) 譲渡金の支払の時期及び方法
- (ハ) 譲渡金の支払の時期及び方法
- (ニ) 譲渡の場所及び方法

(ホ) 鳥取県繭取引調査規則第三條第一項第三号(ホ)の規定に関する事項

物品の	蚕種		桑苗	蚕具	その他
	供給又は購入あつた、旋の別	代金決済の時期及び方法			
供給、購入あつた、旋の別	供給又は購入あつた、旋の別	代金決済の時期及び方法	供給又は購入あつた、旋の別	供給又は購入あつた、旋の別	供給又は購入あつた、旋の別
状況	その他	供給又は購入あつた、旋の別	供給又は購入あつた、旋の別	供給又は購入あつた、旋の別	供給又は購入あつた、旋の別
資金の融通	融通の額期間及び利率	回収の時期及び方法	指導方法の概要	指導方法の概要	指導方法の概要
養蚕又は栽桑に関する指導	指導方法の概要	指導方法の概要	指導方法の概要	指導方法の概要	指導方法の概要
奨励金の交付その他	奨励金の交付その他	奨励金の交付その他	奨励金の交付その他	奨励金の交付その他	奨励金の交付その他
四、契約期間内における蚕期別繭売買取引予定数量	繭売買取引予定数量(生貫)				
蚕期別					
春蚕期					

初秋蚕期	
晚秋蚕期	
計	

五、鳥取県繭取引調査規則第三條第一項第五号の規定に関する事項

- (イ) 組合員数
- 総組合員数
- 右の内当該契約の關係組合員数
- (ロ) 契約期間内における蚕期別繭生産見込数量

蚕期別	繭生産見込数量(生貫)
春蚕期	
初秋蚕期	
晚秋蚕期	
計	

鳥取県「すいか」検査條例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

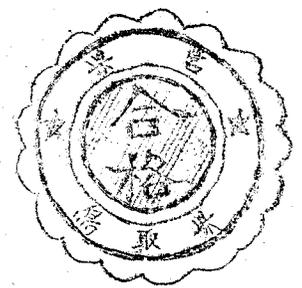
昭和二十七年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第四十四号

鳥取県「すいか」検査條例施行規則(昭和二十五年八月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。別記第一号様式を次のように改める。

別記第一号様式



- 第一四條
- 三五、〇ミリメートル
- 第二
- 二七、五
- 第三
- 一七、五
- 肉色 赤淡水色

鳥取県蚕業技術普及員設置規則をここに公布する。
昭和二十七年六月二十日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第四十五号
鳥取県蚕業技術普及員設置規則

(目的)

第一条 蚕業に関する技術を普及し、生産を増強し、もつて養蚕農家の経済的地位の向上を図るため、この規則により、蚕業技術普及員(以下「普及員」という。)を設置する。

(職務)

第二条 普及員は、知事の定める、指導の方針に従い、蚕業に関する技術を正確且つ、迅速に養蚕農家に普及し、透するものとする。

(手当)

第三条 普及員には、予算の範囲内で、手当及び旅費を支給する。

(資格)

第四条 普及員は、養蚕団体の蚕業技術員で身体強健、品行方正、且つ思想堅実であつて左の各号の一に該当するものでなければならない。

一 大学又は専門学校卒業業者で、蚕糸に関する科目を専攻した者

二 蚕業技術員養成所本科卒業業者(昭和二十二年以前の蚕業講習部卒業業者を含む。)

三 旧甲種蚕業学校、又は旧甲種農学校の蚕業科目専攻者、若しくは、新制高等学校の蚕業の科目専攻者で一年以上蚕業に関する実地の経験がある者

四 その他知事が前各号と同等以上の資格があると認めたる者

(試験)

第五条 普及員の採用には、試験を行う。但し、試験の必要がないと認めるときは、これを行わないことができる。

(出願手続及び辞令書の交付)

第六条 普及員にならうとする者は、願書(様式第一号)

に自筆の履歴書(様式第二号)及び雇傭主ある場合は雇傭主の承認書(様式第三号)を添えて、知事に提出するものとする。

2 辞令書は、所轄蚕業技術指導所及び普及員の属する団体を經由して本人に交付する。

(設置団体の義務)

第七条 普及員の属する団体が、当該普及員を解雇し又は勤務地の異動をしようとするときは、あらかじめ知事に協議しなければならない。

(欠格)

第八条 左の各号の一に該当するときは、知事は、普及員を解雇し又は、その手当を減額することができる。

一 勤務成績が不良のとき

二 素行不良、その他普及員として甚だしく体面を傷けたとき

三 その他知事が不適當に認めるとき

(書類經由)

第九条 この規則によつて知事に提出する書類は、所轄

蚕業技術指導所を經由しなければならない。但し、二以上の蚕業技術指導所の区域にわたるものについては、この限りでない。

附 則

1、この規則は公布の日から施行する。

2、昭和二十四年十月二十二日鳥取県蚕業技術普及員設置要項によつて設置した普及員は、この規則により囑託したものとみなす。

様式第一号

願 書

鳥取県蚕業技術普及員に御採用くださるよう左記書類を添えて願ひします。

年 月 日

住所

氏 名

鳥取県知事 殿

一 履歴書

二 承認書

様式第二号 履 歴 書

本籍地
現住所

氏 名
生年月日

学 歴

一、年月日 何学校(何講習所)卒業

一、年月日 何職拜命、若しくは何業に従事今日に至る。

賞 罰

一、年月日 何事由により何賞(何罰)を受く

様式第三号

承 認 書

本組合(会)職員何某が鳥取県蚕業技術普及員に出席することを承認いたします。

年 月 日

何々蚕業農業協同組合長

何 某

鳥取県知事 殿

訓 令

鳥取県訓令第十三号

地 方 事 務 所

林業経営指導員勤務規程を次のように定める。

昭和二十七年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

林業経営指導員勤務規程

第一條 森林区に駐在する林業経営指導員(以下「指導員」という。)の服務については、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)並びに鳥取県庁職員服務心得(昭和五年二月庁訓第六号)及び鳥取県庁職員就業規則(昭和二十四年四月庁訓第二号)によるの外、この規程の定めるところによる。

第二條 指導員は、担当森林区に駐在する。

第三條 地方事務所長は、指導員の駐在所及びその担当区域を定め又は変更したときは、これを公表する。

第四條 地方事務所長は、前條の規定により公表しようとするときは、あらかじめその内容につき知事に協議し、これを公表したときは、その旨を知事に報告しなければならない。

第五條 指導員は、森林区実施計画を編成しその適確な実施について森林組合及び森林所有者を指導監督しなければならない。

第六條 指導員は、前條の任務を達成するために次の職務に従事する。

- 一 森林区実施計画の編成に関すること
- 二 森林区実施計画の実施に関すること
- 三 森林経営に関する調査指導監督
- 四 森林計画に関連する書類の処理
- 五 自家用林及び特用林の指定に関すること
- 六 伐採調整資金融資対象林分の評価に関すること

七 業務統計に関すること

八 その他森林計画に関連すること

第七條 指導員は、毎月の勤務予定報告をその月の三日までに又勤務報告を翌月の三日までに地方事務所長に提出しなければならない。

第八條 指導員は、用務のため駐在所を離れる場合は、必ずその所在を明かにする措置を講じなければならない。

第九條 駐在所には、次の書類を整備しなければならない。

- 一 出勤簿
 - 二 勤務日誌
 - 三 備品台帳
 - 四 消耗品受払簿
 - 五 地方事務所長の指示する簿冊
- 第十條 この規程において取り扱う書類等の様式は、附表による。

附 則

1、この規程は、公布の日から施行する。
 2、林業経営指導員勤務規程（昭和二十六年庁訓第一号）は、廃止する。

附表

1 勤務予定報告

月分勤務予定報告

日	曜日	勤務地	用務	備考
			用務の概要を記入する。	

年 月 日

郡 町 村 駐在

林業経営指導員 氏 名 ㊦

地方事務所長殿

2 勤務報告

月分勤務報告

日	曜日	勤務地	用務	備考

年 月 日

郡 町 村 駐在

林業経営指導員 氏 名 ㊦

地方事務所長殿

3 勤務日誌

月日	曜日	天候	勤務地	用務	概要	要備考

4 備品台帳

品目	年月日	受入数	返納数	現在数	摘要

5 消耗品受払簿

年月日	摘要	単位	受入高	使用高	現在高	備考

告示

鳥取県告示第三百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條
 第二項及び第四十八條第一項の規定により、日置谷土地
 改良区の定款変更及び土地改良事業計画の変更について、
 昭和二十七年六月十二日認可した。

昭和二十七年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第三百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八條
 第九項の規定により、次のように土地改良区より理事の

氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十七年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

国英村山手土地改良区

氏 名 住 所

西尾 国藏	八頭郡国英村大字山手
上原 喜与	"
渡辺 義美	"
渡辺 政晴	"
渡辺 秀三	"
渡辺 武壽	"
蓮仏 市造	"
渡辺 五男	"
渡辺 尙道	"
中口伊勢松	"
山根富次郎	"
梶川弥一郎	大字高福
横川 光天	"

倉吉町福守土地改良区

長田 義雄	東伯郡倉吉町大字福守
水本 茂	" "
小林 文藏	" "
前田 清藏	" "
小林 万吉	" "
生原 茂郎	" "
石村 兼孝	" "
西尾 秀雄	" "
池田 榮	" "
新田 久夫	" "
岩本愛之介	" "
大番 虎藏	大字岡田
山脇幸太郎	" "
後藤 美信	社 村大字不入岡
田中 重敏	" "
田中 正信	" "
伊藤 米一	大字国府

下中山村中井手土地改良区

岩本 源藏	東伯郡上中山村大字石井垣
前田 晋松	" "
野川 延造	" "
山西 勇藏	" "
手島 治藏	" "
山本 松平	" "
田中 重平	" "
増井 初藏	" "
江原 英雄	大字柴田
太田 慶治	" "
高塚 繁徳	西伯郡農村大字二本木
松本 岩松	" "
中村 久壽	" "
塚田 種	大字今在家
平田以西保	大字蚊屋
石脇 秀治	春日村大字赤井手

鳥取県告示第三百十二号

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第九條において準用する同法第五條第二項の規定により、普通水利組合の組織を変更して土地改良区となることに

藤井作次郎	"	大和村大字佐陀
藤井万治郎	"	"
藤山 亭治	"	"
松井 壽広	"	日吉津村大字日吉津
西 正明	"	"
山西 操	"	大字富吉
石井谷土地改良区		
高橋 清美	岩美郡大茅村大字石井谷	
池田 久雄	"	
野津 一男	"	
池田 正	"	
高橋 操	"	
小林 哲二	"	

ついで、次のとおり認可した。

昭和二十七年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

普通水利組合の名称	土地改良区の名称	認可年月日
米金井手普通水利組合	米金井手土地改良区	昭和二十七年六月十三日
尙徳村三箇堰	尙徳村三箇堰	"

鳥取県告示第三百十六号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十三條の規定により、八頭郡の計量器定期検査(体温計の検査を除く。)を次のように実施する。

昭和二十七年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

検査日・時	検査区域	検査場所
六月二十三日午前九時から八頭郡 午後三時まで	池田村	池田村特設計量器検査所

